

令和5年度 立川市立第二小学校

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

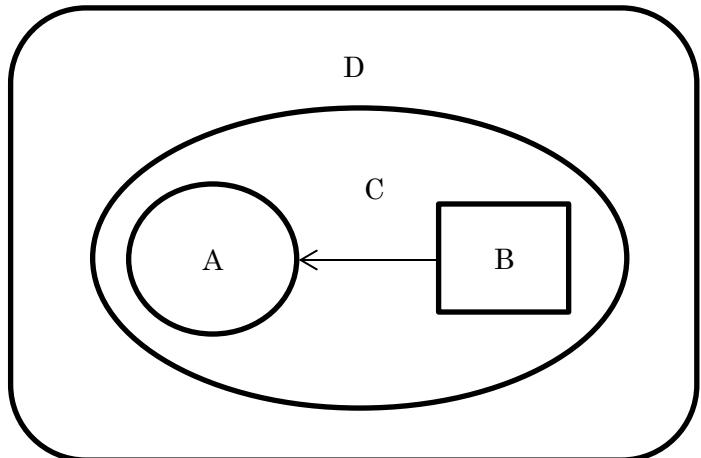
「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法 第2条」に基づき、児童等に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。（立川市いじめ対策基本方針 第二次改訂版より）

2 いじめの禁止

「いじめ防止対策推進法 第4条」にある通り、児童・生徒はいじめを行ってはならない。いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を脅かすとともに、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、子どもの心に長く深い傷を残すものである。

また、子どもといじめの関係は、いじめを「受ける」「行う」「はやしたてる」「傍観する」の4つの態様があり、いじめを観衆及び傍観することも行ってはならない行為である。

- A : いじめられている児童
 - B : いじめている児童
 - C : 実際には手出ししないが、
見ではやし立てる児童
 - D : 見て見ぬふりをする児童
- C や D の立場の児童がいじめを助長している。
この立場の児童もいじめに加担しているという
自覚をもたせることが大切である。



3 いじめ問題に対する基本的な考え方

立川市いじめ防止基本方針（第二次改定）から、本校のいじめ問題に対する基本的な考え方は、以下の通りである。

- ① いじめはすべての子どもに関する問題であり、どの学校でも起こりうる。
- ② 日常的にいじめの未然防止に取り組む。
- ③ いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る。
- ④ けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。
- ⑤ 背景にある事情の調査をおこし、児童・生徒の感じる被害性に着目し、指導を行う。

(1) 生徒指導の定義を再確認する。

生徒指導とは次のように定義されている。

「生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童・生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。」

そのために、本校では一人ひとりのよさを發揮したり、認め合ったりできるように、各教科等で互いに関わり合いながら対話スキル等が向上していく取組を行う。また、各行事や学級生活の中で教員、友達や異学年との交流、地域・保護者との関わりなどで自尊感情を高められるように指導する。

(2) 子どもたち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにする。

年に3回のいじめ防止対策授業を道徳の時間などを通して行う。その際に「いじめは絶対に許されない」ことを自覚させるとともに、「観衆」「傍観者」の存在も許さない雰囲気を作れるように指導する。

(3) いじめから子どもを守る。

年に3回のふれあい月間アンケート及び、SOS が出しやすくなるようなクロームブックを活用したアンケートも活用していく。また、高学年を中心に、教科担任制で授業を行ったり、廊下でそれ違う児童にあいさつや声かけをしたりすることで、担任だけではなく、いつ誰にでも相談できる環境にする。

(4) いじめ防止に向けた子どもの行動を支える。

いじめを発見した場合、速やかに管理職、学年、生活指導主任で情報を共有し、複数で対応をする。

(5) 校長がリーダーシップを發揮し、教職員が一丸となって取り組む。

校長がリーダーシップを発揮して、速やかに情報を共有し、対応を図る。また、「学校いじめ対策委員会」だけではなく、職員全員が集まる打ち合わせで情報を共有することもある。

4 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定について。

市条例第9条第2項の規定により「立川市いじめ防止基本方針」を参照し、本校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を策定する。また、年に3回の職員のいじめ防止のための研修で再確認するとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づき指導ができるようにする。

(2) 組織等の設置について。

①いじめ防止等に係る校内組織について。

校長を責任者とし、副校長、生活指導主任、校長が指名した各学年の教員及びその他関係者（必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、関係機関等）を構成員とし、定期的に会議を開催するものとする。

例えば、ふれあい月間アンケートを行った際には、学年ごとに校長、副校長、生活指導主任といじめの案件についての対応を話し合う。また、生活指導終礼（職員打ち合わせ）の際に、学年ごとにいじめについての案件について全職員で情報を共有する機会を設ける。

②重大事態が発生した場合の校内組織について。

校長を責任者とし、副校長、主幹教諭、生活指導主任、市教育委員会指導主事及び教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とする。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組について。

①未然防止 いじめを生まない、許さない学校づくり

- 子どもが安心して生活できる学級・学校風土の創出
- 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
- いじめを許さない指導の充実
- 子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の育成
- 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

②早期発見 いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり

- 「いじめ」の定義を正しい理解に基づく確実な認知
- 子どもの様子等から初期段階のいじめを素早く察知
- 全ての教職員による子どもの状況把握
- 子どもからの訴えを確実に受け止める体制の構築
- 保護者、地域、関係機関等からの情報収集や通報

③早期対応 いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり

- 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
- 被害の子どもが感じる心身の苦痛の程度に応じた対応
- 加害の子どもの行為の重大性の程度に応じた指導
- 重大事態にならないようにするための対応
- 立川市教育委員会への報告及び立川市教育委員会による支援

④重大事態への対処 問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり

- 被害の子どもの安全確保、不安解消のための支援
- 加害の子どもの更生に向けた指導及び支援
- 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決
- いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

本校では、具体的には『III いじめ問題に対する基本的な考え方』に記したことを基に対応していく。また、いじめの早期発見のために、東京都いじめ総合対策（令和3年2月）に示されたチェックリストを基に調査する。特に学期の始まる時期に研修を設け、職員全体に知らせ重点的に行うようとする。さらに、専科教員や他クラスの教員など、複数で子どもの異変や、いじめにつながる雰囲気を察知し、適切に対応する。

1 表情・態度

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 笑顔がなく、沈んでいる。 | <input type="checkbox"/> ほんやりとしていることが多い。 |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。 | <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。 |
| <input type="checkbox"/> 表情がさえず、ふさぎこんで元気がない。 | <input type="checkbox"/> 周りの様子を気にし、おどおどしている。 |
| <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい。 | <input type="checkbox"/> いつも一人ぼっちである。 |

2 身体・服装

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 身体に原因が不明の傷などがある。 | <input type="checkbox"/> けがの原因を聞いても曖昧に答える。 |
| <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、活気がない。 | <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。 |
| <input type="checkbox"/> 寝不足等で顔がむくんんでいる。 | <input type="checkbox"/> ボタンが取れたり、ポケットが破けたりしている。 |
| <input type="checkbox"/> シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。 | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡が付いている。 |

3 持ち物・金銭

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 鞄や筆箱等が隠される。 | <input type="checkbox"/> ノートや教科書に落書きがある。 |
| <input type="checkbox"/> 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりする。 | <input type="checkbox"/> 作品や掲示物にいたずらされる。 |
| <input type="checkbox"/> 鞄や靴が隠されたり、いたずらされたりする。 | <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている。 |

4 言葉・言動

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。 | <input type="checkbox"/> 他の子供から言葉掛けをされない。 |
| <input type="checkbox"/> 一人でいたり、泣いていたりする。 | <input type="checkbox"/> 教室に遅れて入ってくる。 |
| <input type="checkbox"/> 忘れ物が急に多くなる。 | <input type="checkbox"/> いつも人の嫌がる仕事をしている。 |
| <input type="checkbox"/> すぐに保健室に行きたがる。 | <input type="checkbox"/> 職員室や保健室の前でうろうろしている。 |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に校庭に出たがらない。 | <input type="checkbox"/> 家から金品を持ち出す。 |
| <input type="checkbox"/> 不安げに携帯電話等をいじったり、メール・SNS等の着信をチェックしたりしている。 | |

5 遊び・友人関係

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 遊びの中に入っていない。 | <input type="checkbox"/> 笑われたり冷やかされたりする。 |
| <input type="checkbox"/> 友達から不快に思う呼び方をされる。 | <input type="checkbox"/> グループでの作業の仲間に入っていない。 |
| <input type="checkbox"/> 特定のグループと常に行動を共にしている。 | <input type="checkbox"/> よくけんかをする。 |
| <input type="checkbox"/> 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。 | |
| <input type="checkbox"/> 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 | |
| <input type="checkbox"/> 遊びの中で、いつも鬼ごっこやサッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられている。 | |

6 教職員との関係

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 教職員と目線を合わせない。 | <input type="checkbox"/> 教職員との会話を避ける。 |
| <input type="checkbox"/> 教職員と関わろうとせず、避ける。 | |

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした」、「謝罪が済んだ」、「楽しそうに会話する姿が見られるようになった」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の子供への対応を終えてしまうことがあってはならない。当該の子供の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続する。

なお、いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、以下に示す2つの条件が満たされていることを含め、「学校いじめ対策委員会」が子供の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

【いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月14日〕）】

（4）学校におけるいじめの防止等に関する措置 ⅲ) いじめに対する措置

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめは、学校だけではなく、家庭、地域社会、市などと連携をしてみんなで「いじめは絶対に許さない」という態度を取り、いじめの防止に取り組む。

5 いじめ防止のための年間行動計画

	4月	5月	6月	7月	8・9月
校内組織	基本方針の確認 前年度引き継ぎ	要配慮児童の確認 (生活指導全体会)	いじめの問題への取り組みに関するチェックシート	一学期の成果と二学期に向けた課題	
防止対策	いじめ防止のための学級決議				道徳授業地区公開講座
早期発見	年度始めの実態把握及び情報交換	S Cとの面談	ふれあい月間 アンケート実施		学期始め実態把握 及び情報交換 タブレットを活用したアンケート
対保護者	保護者会における理解と啓発	学校公開		保護者会における実態報告と啓発 個人面談	親子スマホ教室

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内組織		いじめの問題への取り組みに関するチェックシート	要配慮児童への対応確認 (生活指導全体会)	二学期の成果と三学期に向けた課題	いじめの問題への取り組みに関するチェックシート	本年度の成果と次年度に向けた課題 (生活指導全体会)
防止対策	人間関係構築 (運動会)	人間関係構築 (学習発表会)			人間関係構築 (二小祭り)	
早期発見		ふれあい月間 アンケート実施			ふれあい月間 アンケート実施	
対保護者	学校公開		保護者会		学校公開	保護者会における実態報告と啓発